

浦安市知的障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（案）

浦安市障がい者等一時ケアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年規則第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、浦安市知的障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（令和7年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。

（条例第3条に規定するセンターの開館時間等）

第2条 条例第3条に規定するセンターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 条例第4条第1号に掲げる事業を行う時間は、午前10時から午後4時までとする。

（条例第3条に規定するセンターの休館日）

第3条 条例第3条に規定するセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、センターを開館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める日

（利用定員）

第4条 センターの1日の利用定員は、おおむね10人とする。

（利用承認の申請）

第5条 条例第8条第1項の規定によりセンターの利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市知的障がい者地域活動支援センター利用承認申請書（別記第1号様式）に、条例第7条に規定するセンターを利用することができる者であることを証する書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(利用承認等の通知等)

第6条 指定管理者は、前条の規定による申請があったときは、センターの利用の承認又は不承認の決定をする。

2 指定管理者は、前項の規定による決定をしたときは、浦安市知的障がい者地域活動支援センター利用承認・不承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(利用承認の取消し等の通知)

第7条 指定管理者は、条例第10条の規定によりセンターの利用承認を取り消し、又は利用を中止させるときは、浦安市知的障がい者地域活動支援センター利用承認取消し・利用中止通知書（別記第3号様式）により、条例第8条第1項の規定によりセンターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第8条 利用者は、条例第8条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又はセンターを利用しないこととなったときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市知的障がい者地域活動支援センター利用承認申請書

年 月 日

(宛先)浦安市知的障がい者地域活動支援センター指定管理者

住 所
申請者 氏 名
電話番号

知的障がい者地域活動支援センターを利用したいので、浦安市知的障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

利 用 者	ふりがな		生年 月日	年 月 日 (歳)
	氏 名			
	住 所			
	電 話			

添付書類

利用することができる者であることを証する書類

第 2 号様式（第 6 条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市知的障がい者地域活動支援センター指定管理者 印

浦安市知的障がい者地域活動支援センター利用承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった知的障がい者地域活動支援センターの利用について、浦安市知的障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例第 8 条・第 9 条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

決定の区分		☐ 承認	☐ 不承認
利用者	氏 名		
	住 所		
利用承認期間		年 月 日から	年 月 日まで
不承認の理由			

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

浦安市知的障がい者地域活動支援センター指定管理者 印

浦安市知的障がい者地域活動支援センター利用承認取消し・利
用中止通知書

浦安市知的障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例第10条の規定により、知的障がい者地域活動支援センターの利用の承認の取消し・利用の中止を決定したので、通知します。

決定の区分		☐ 利用承認取消し	☐ 利用中止
利用者	氏 名		
	住 所		
取消日			
中止期間		年 月 日から	年 月 日まで
理由			

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。